

今後新たに妊娠・出産の予定がわかった場合

① 妊娠が分かったら手続きが必要です

1. 施設等利用給付1号（新1号）認定を受けているかた

労働基準法で定める産前産後休業期間（産前6週（多胎の場合は14週）のかかる月初めから産後8週を経過する日の属する月末まで※）について、新2号・新3号認定（預かり保育や認可外保育施設の利用料の無償化）を受けることができます。

認定を希望される場合は、出産予定日の3か月前までに、次の書類を市（子ども総合窓口）に提出してください。

■提出書類

- ・施設等利用給付認定・変更申請書（様式は園または市にあります。）
- ・出産予定日の分かる書類（母子健康手帳の出産予定日の記載されたページのコピーなど）

*預かり保育を利用できるかどうかは、事前に園にお問い合わせください。

*認定を受けるには、保護者それぞれの要件が確認できる書類の提出が必要です。

（例）母：出産、父：就労

2. 施設等利用給付2号・3号（新2号・新3号）認定を受けているかた

妊娠・出産により、退職した等保育の必要性がなくなった場合、認定要件に該当しないため労働基準法で定める産前産後休業期間（産前6週（多胎の場合は14週）のかかる月初めから産後8週を経過する日の属する月末まで※）をもって新2号・新3号の認定は終了となり、預かり保育等の無償化の対象にはなりません。

就労から出産への認定要件の切替にあたって手続きが必要です。ので、出産予定日の3か月前までに、次の書類を市（子ども総合窓口）に提出してください。

■提出書類

- ・施設等利用給付認定・変更申請書（様式は園または市にあります。）
- ・出産予定日の分かる書類（母子健康手帳の出産予定日の記載されたページのコピーなど。）

*なお、育児休業を取得される場合、出産後も新2号・新3号認定を受けられる制度がありますので、詳しくは裏面②をご確認ください。ただし、預かり保育を利用できるかどうかは、事前に園にお問い合わせください。

*妊娠・出産が分かたら必ず手続きを行ってください。就労状況の変更等により認定要件を満たさない、または、申請事項に虚偽が発覚した場合は、施設等利用給付費（還付した預かり保育利用料）の返還が必要となります。

※例：4月21日から7月27日までが産前産後休業期間である場合には、4月1日から7月31日が認定期間となります。

②育児休業取得中の認定について

- 育児休業を取得し、子どもが生まれてから2年以内に復職することが確約されている場合、育児休業中も新2号・新3号認定（預かり保育や認可外保育施設の利用料の無償化）の認定を受けられる制度があります。
※育児・介護休業法では、労働者は原則子どもが1歳になるまで育児休業を取得することができます。
ただし、保育所などに入所できない等、雇用継続のために特に必要と認められる場合に限り、1歳6か月まで（再延長で2歳まで）育児休業を延長することができます。
- ただし、育児休業中に預かり保育を利用できるかどうかは、事前に園にお問い合わせください。
- 育児休業中の認定を希望されるかたは、妊娠がわかった時点で、市（子ども総合窓口）にご報告ください。
- また、出産後は、育児休業取得期間が決まり次第、次のいずれかの書類を市（子ども総合窓口）に提出してください。
 - ・「就労証明書」の育児休業の欄に就労先の証明を受けたもの（様式は園または市にあります。）
 - ・育児休業期間を証明する許可書等のコピー
- なお、育児休業中の認定を受けた場合、認定期間終了日の翌月末までに必ず復職していた必要があります。期限までに復職できなかった場合は、施設等利用給付費（還付した預かり保育利用料）の返還が必要となります。退職や転職を含め、復職できないことが分かった時点で、すみやかに市に報告してください。

～育児休業中の新2号・新3号認定に該当する条件～

以下①～③を全て満たすことが必要です。

① 同じ職場に復職するかた

*復職とは、就労要件（月64時間以上就労している場合）を満たした実労働を伴う復職のことをいいます。

*育児休業中に退職や転職が決まり、同じ職場に復職しない場合は、対象となりません。

② 事業主と雇用契約があるかた

*自営で就労されているかたは育児休業がないため、対象となりません。

③ 園に入園してから就労の実績があるかた

*入園時に育児休業中または、在園中に月64時間以上の勤務実績がないかたは対象外です。

*育休中の認定期間は、最長で出産した子の満2歳の誕生月の月末までの2年間です。期間内に復職できない場合は対象となりませんのでご注意ください。